



大船渡労働基準署 ニュース

第61号
令和5年
3月

浅春の候 大船渡労働基準監督署 署長 唐崎 勝

時が経つのは早いもので、先ごろ赴任したと書いていたらもう1年経っていました。暦の上では春ですが、まだまだ寒い日が続いていますが皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて3月は年度末ということで、今年度の総括と来年度に向けた準備をすることになります。

今年度に重点として取り組んだ長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止、改正労基法の周知及び支援、労働災害の防止については、過重労働による健康障害は発生していませんし、改正法もかなり浸透してきていますし、労働災害については新型コロナウイルス感染症を除けば過去最少ペースとなっているなどの成果を出すことができました。これも皆様方のご理解とご協力のおかげだと思っています。

来年度は、誰もが働きやすい職場づくりとして賃金の引上げに向けた生産性向上等の推進、安全で健康に働くことができる環境づくり、柔軟な働き方がしやすい環境整備を柱として行政を運営していきたいと思っています。今後とも労働基準行政の運営についてご理解とご協力をお願いします。

1. 次年度の安全衛生管理の計画を検討しましょう

多くの事業場では、安全管理・衛生管理を『年度』で区切って計画を立てて実行しています。

このニュースが届く3月は、今年度の総括と来年度に向けた準備をするのに適した時期で、「年間安全衛生管理計画」を作成する時期となります。

計画なしでの思いつきで事を進めると、管理すべきことに漏れが生じたり・特定内容のみに偏ったりしますので、事前に適切な計画を立てることが望めます。

令和5年度 安全衛生管理計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
●●●												
△△△												
★☆☆												

特に、労働者数50人以上の事業場では安全委員会（業種による）と衛生委員会の開催が必要で、委員会での審議事項には“安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること”が含まれていますので、適切なご対応をお願いします。

2. 労働災害の発生状況

◆ 令和5年1月末現在速報値 (大船渡労働基準管内)

※この統計は休業4日以上のもになります

令和4年の【業種】別 (翌年1月末現在)

	4年		前年同期比	
製造業	52	人	+	40
建設業	13	人	-	10
運輸交通業	7	人	-	9
林業	6	人	+	2
畜産水産業	8	人	-	4
商業	6	人	+	2
通信業	2	人	+	2
保健衛生業	55	人	-	46
接客娯楽業	2	人	+	2
その他業種	7	人	+	0
合計	158	人	+	101

令和4年の【事故の型】別

	件数	人		人
墜落、転落	11	人	有害物等との接触	1
転倒	10	人	感電	1
激突	6	人	爆発	1
飛来、落下	4	人	破裂	1
崩壊、倒壊	3	人	火災	1
激突され	1	人	交通事故(道路)	1
はさまれ、巻き込まれ	12	人	交通事故(その他)	1
切れ、こすれ	4	人	動作の反動、無理な動作	10
踏み抜き	1	人	その他	92
おぼれ	1	人	分類不能	1
高温・低温の物との接触	2	人	計	158

令和5年の【業種】別 (1月末現在)

	5年		前年同期比	
製造業	1	人	+	0
建設業	1	人	-	2
運輸交通業	1	人	-	0
林業	1	人	-	1
畜産水産業	1	人	-	1
商業	1	人	+	0
通信業	1	人	+	0
保健衛生業	6	人	-	8
接客娯楽業	1	人	+	0
その他業種	1	人	-	1
合計	13	人	-	9

最近の労働災害事例

<災害事例>【製造業】一日の作業が終了し、フォークリフトを所定の場所に戻しに行く途中で旋回した際、フォークリフトが滑ったため(氷と水は無い)足を出して停車させようとしてしまい、壁と車体の間に足を挟んでしまった。タイヤの溝は無かった。(足指複数骨折、休業見込み1ヶ月)

<災害事例>【建設業】屋外で検査品を採取した後に車に戻るために移動中、凍結面で転倒した。(脛骨骨折、休業見込み2ヶ月)

<災害事例>【製造業】プレス機械で鉄板に穴をあける作業において、鉄板を抑える部分のほかに手も添えていたところ、穴をあけた後の金型が上に戻る際に鉄板も一緒に上がり、鉄板と押さえ部分の支柱ねじの下端との間に指を挟んだ。(挫創、休業見込み4日)

死亡労働災害が多発しています!!

昨年12月に県内で3件の死亡労働災害が発生しました。そのうち1件は、発生した場所は当署管轄外ですが、当署管内に所在する事業場において、造成工事現場の下水道管を据え付ける溝の中で被災者が作業していたところ、溝の側面が崩壊し、被災者の下半身が土砂に埋まり、療養中でしたがその後死亡するという災害でした。

3. 令和6年4月から改正改善基準告示が適用されます

タクシー・ハイヤー運転者の改善基準告示が改正されます！

令和6年4月適用

自動車の運転者の労働時間等の基準が改正されます

1日の労働時間	299時間
1日の休息時間	288時間

継続11時間を基本とし、継続9時間

トラック運転者の改善基準告示が改正されます！

令和6年4月適用

自動車の運転者の労働時間等の基準が改正されます

1年の労働時間	3,516時間
1か月の労働時間	293時間
1日の休息時間	320時間

原則：284時間
最大：310時間

継続11時間を基本とし、継続9時間

バス運転者の改善基準告示が改正されます！

令和6年4月適用

自動車の運転者の労働時間等の基準が改正されます

1年の労働時間	3,380時間
1か月の労働時間	281時間
1日の休息時間	309時間

原則：3,300時間
最大：3,400時間

原則：281時間
最大：294時間

継続11時間を基本とし、継続9時間

詳しくはこちら



4. 新たな化学物質規制がスタートします



化学物質による健康障害を防ぐためのルールとして有機溶剤中毒予防規則や特定化学物質障害予防規則などの各規則によってルールが定められていましたが、年々化学物質は増え続け現在では数万物質にも上る中、これまでのルールでは対応が難しくなってきたことから、これまでの法令準拠型から自立的管理型へと規制の在り方の大転換が行われます。

2022年(令和4年)5月31日に規則改正の交付がありましたが、順次スタートするうち2023年4月1日からスタートするものが多数ありますので、準備と対応をお願いします。

詳しい内容については、右下のリーフレットなどでご確認ください。

施行時期：2022年5月31日、**2023年4月1日**～、2024年4月1日～

規制項目		2022. 5.31 (公布日)	2023. 4.1	2024. 4.1
化学物質管理 体系の見直し	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			●
	ばく露を最小限にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		●	●
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存		●	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		●	●
	衛生委員会府議事項の追加		●	
	がん等の遅発性疾病の把握強化		●	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		●	
	化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示			●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等			●
実施体制の 確立	がん原性物質の作業記録の保存		●	
	化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任義務化			●
	雇入れ時教育の拡充			●
情報伝達の 強化	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		●	
	SDS等による通知方法の柔軟化	●		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新		●	
	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			●
	事業場内別容器保管時の措置の強化		●	
注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		●		
管理水準良好事業場の特別規則等適用除外		●		
特殊健康診断の実施頻度の緩和		●		
第三管理区分事業場の措置強化			●	

【厚生労働省ホームページ内の新たな化学物質に関する各種情報が掲載している画面】



【上記画面内のうちの下記リーフレット】

